

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

障害児福祉手当の障害程度認定基準

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項)

1	【A表】1項目に該当
---	------------

特別障害者手当の障害程度認定基準

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項)

1	【B表】2項目に該当
2	【B表】1項目に該当　＋　他の障害部位に関して【C表】2項目に該当
3	【B表】3、4、5のうち1項目に該当　＋　【日常生活動作評価表】の合計点数が10点以上
4	【A表】8(2)、8(3)のいずれかに該当　＋　日常生活上絶対安静の状態（安静度表の1度）
5	【A表】9に該当　＋　【日常生活能力判定表】の合計点数が14点以上

A表　（令別表第1）	
1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の自立ができない程度のもの (1) ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下かつ両眼による視野が2分の1以上欠損したもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下かつ両眼による視野が2分の1以上欠損したもの ・両上肢の機能障害により、「食事、洗面、便所の処理、衣服の着脱」の全ての動作について介護なしでは自立できない状態にあるもの ・両下肢の機能障害により、「階段の昇降、室内の歩行」の全ての動作について介護なしでは自立できない状態にあるもの ・体幹の機能障害により、「座位の保持、起立保持、立ち上り」の全ての動作について介護なしでは自立できない状態にあるもの (2) 内部障害（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液）により、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される状態にあるもの (3) その他の疾患（身体の機能の障害、長期にわたる安静を必要とする病状）により、日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ・精神の障害により、日常生活において常時の介護または援助を必要とする程度以上のもの ・知的障害の程度が最重度であり、知能指数がおおむね20以下に相当するもの
10	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの (1) 病状と機能障害が重複または病状が重複もしくは機能障害が重複する場合 日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの (2) 知的障害と他の病状または機能障害が重複する場合 知的障害の程度が重度であり、知能指数がおおむね35以下に相当するもの ※ 上記(1)(2)における機能障害は次に掲げる程度のもの ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの ・両上肢の機能障害により、「食事、洗面、便所の処理、衣服の着脱」の動作の2分の1以上について介助が必要なもの ・両下肢の機能障害により、「階段の昇降、室内の歩行」の動作の2分の1以上について介助が必要なものの ・体幹の機能障害により、「座位の保持、起立保持、立ち上り」の動作の2分の1以上について介助が必要なものの

B表　（令別表第2）	
1	・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
3	・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢の全ての指を欠くもの ・両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
5	・体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの ・体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の自立ができない程度のもの (1) 内部障害（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液）により、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される状態にあるもの (2) 特定疾患等により、日常生活上常時安静の状態 で就床を要する程度（安静度表の2度以上）のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ・精神の障害により、日常生活において常時の介護または援助を必要とする程度以上であり、【日常生活能力判定表】の合計点数が10点以上のもの ・知的障害の程度が最重度であり、知能指数がおおむね20以下に相当するもの

C表	
1	・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしやく機能を失ったもの
5	音声または言語機能を失ったもの
6	・両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ・両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	・一上肢の機能に著しい障害を有するもの ・一上肢の全ての指を欠くもの ・一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	・一下肢の機能を全廃したもの ・一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (1) ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの (2) 内部障害（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液） (3) その他の疾患（身体の機能の障害、長期にわたる安静を必要とする病状）により、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度（身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助を必要とし、日中の50%以上は就床）のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ・精神の障害により、【日常生活能力判定表】の合計点数が8点以上のもの ・知的障害により、知能指数がおおむね35以下に相当するもの

日常生活動作評価表				
動作	1	タオルを絞る（水をきれる程度）		
	2	とじひもを結ぶ		
	3	かぶりシャツを着て脱ぐ		
	4	ワイシャツのボタンをとめる		
	5	座わる（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）		
	6	立ち上る		
	7	片足で立つ		
	8	階段の昇降		
評価	上記の各動作の評価は次によること			
	ひとりで行える	・・・	0点	
	ひとりで行けてもうまくできない	・・・	1点	
	ひとりでは全くできない	・・・	2点	
	（注） 「2 とじひもを結ぶ」			
	5秒以内にできる	・・・	0点	
	10秒以内にできる	・・・	1点	
	10秒ではできない	・・・	2点	
	「3 かぶりシャツを着て脱ぐ」			
	「4 ワイシャツのボタンをとめる」			
	30秒以内にできる	・・・	0点	
	1分以内にできる	・・・	1点	
	1分ではできない	・・・	2点	

日常生活能力判定表			
動作及び行動	判定		
	0点	1点	2点
1　食事	ひとりで行える	介助があればできる	できない
2　用便（月経）の始末	ひとりで行える	介助があればできる	できない
3　衣服の着脱	ひとりで行える	介助があればできる	できない
4　簡単な買物	ひとりで行える	介助があればできる	できない
5　家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6　家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7　刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8　戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない



詳しくは、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日 社更第162号 厚生省社会局長通知）をご確認ください。

または、お住まいの市区町村福祉担当課にお問い合わせください。